# 薬局開設許可証

氏 名 株式会社フジ薬局

薬局の名称 フジ薬局柿生店

薬局の所在地 川崎市麻生区上麻生六丁目26番16号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 5年 11月 30日

有効期間

川崎市長

福田



令和 6年 1月 5日 から

令和 12年 1月 4日 まで

## 調剤報酬点数表(令和6年6月1日施行)

第1節 調剤技術料

令和6年3月26日 日本薬剤師会作成 (令和6年4月30日 一部訂正) (令和6年5月14日 一部訂正)

(2 = Al- 2011)2×((3) (	-		(元和0年5月14日 一部訂正)
項目	届出	主な要件、算定上限	点数
	-		注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定
問剤基本料		処方箋受付1回につき	注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の
① 調剤草土料 1			同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	10	②~⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
		処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	
		イ)月4,000回超& <u>上位3医療機関に係る合計受付回数の</u> 集中率70%超	
		口) 月2,000回超&集中率85%超	
②調剤基本料 2	0	八)月1,800回超&集中率95%超	29点
		二)特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超	
		※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算	
		※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が	
		同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	
		同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計	
		および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局	
		イ)・月3.5万回超~4万回以下&集中率95%超	イ) 24点
		·月4万回超~40万回以下&集中率85%超	
③ 調剤基本料 3	0	- 月3.5万回超&特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	口)19点
		ロ)・月40万回超(または300店舗以上)&集中率85%超	
		<ul><li>・月40万回超(または300店舗以上)</li></ul>	八) 35点
		& 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引	
		ハ)・月40万回超(または300店舗以上)&集中率85%以下	
		保険医療機関と特別な関係(同一敷地内)&集中率50%超の保険薬局	
④ 特別調剤基本料 A	0	※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定	e.F
CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR O	1	※2. 薬学管理料に属する項目 (一部を除く) は算定不可	5点
		※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	
		調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局	
⑤ 特別調剤基本料 B	-	※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可	3点
		※2.1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	
分割調剤(長期保存の困難性等)		1分割調剤につき (1処方箋の2回目以降)	5点
" (後発医薬品の試用)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目のみ)	5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料1の保険薬局、基本体制+必須1+選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	0	調剤基本料1の保険薬局、基本体制+選択8以上	40点
地域支援体制加算 3	10	調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+必須2+選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料1以外の保険薬局、基本体制+選択8以上	32点
連携強化加算	0	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算1		後発医薬品の調剤数量が80%以上	21点
後発医薬品調剤体制加算 2	0	後発医薬品の調剤数量が85%以上	28点
後発医薬品調剤体制加算3		後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	<b>▲</b> 5点
在宅薬学総合体制加算1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療·衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算2	0	同加算1の算定要件、①医療用麻薬(注射薬含)の備蓄8無菌製剤処理体制	
江七架子松口体的加势工		または②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算		電子処方箋の応需体制、電子薬歴、マイナ保険証の利用実績ほか、月1回まで	4点
剤調製料		The state of the s	<u> </u>
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
			7日分以下 190点
湯薬		1頭効につき つ頭気(ハキオ	8~27日分 190点
N0034C		1調剤につき、3調剤分まで	+10点/1日分(8日目以上の部分)
			28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算		1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液	1 1	2以上の注射薬を混合	69点(6歳未満 137点)
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合(生理食塩水等で希釈する場合を含む)	79点(6歳未満 147点)
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合( " )または原液を無菌的に充填	69点(6歳未満 137点)
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算(内服薬)		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カフ°tル剤、散剤、顆粒剤、I+ス剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算(屯服薬)	No. of Street,	1調剤につき	737711
錠剤、丸剤、カフ° セル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		40	90点
液剤		A LINES WATER TO THE ANGEL OF THE PARTY.	45点
自家製剤加算(外用薬)		1調剤につき	7.375
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ。剤、リニメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻·点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	45,5
液剤		THE MAN DINGS /1/13K	35点
散剤、顆粒剤			5/2001
軟、硬調剤	1		45点
		基礎額=調剤基本料(加算含)+薬剤調製料+無菌製剤処理加算	80点
時間外等加算(時間外、休日、深夜)			基礎額の100%(時間外)、
		+調剤管理料 サスタン サイド	140%(休日)、200%(深夜)
夜間·休日等加算			40点

#### 第2節 薬学管理料

項目	届出		点数
周剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	704NT45 6 14DA 22
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28 15~28日分 50点、29日分以上 60
② ①以外 重複投薬·相互作用等防止加算		処方変更あり	THE TREATMENT IN A C. I. THE TREATMENT TO
調剤管理加算		後数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	残薬調整以外 40点、残薬調整 20 初来局時 3
医療情報取得加算 1	-	オンライン資格確認体制、6月に1回まで	2回目以降(処方変更·追加)3
医療情報取得加算 2 薬管理指導料		オン資体制、電子資格確認による薬剤情報等取得、6月に1回まで	l 1
① 通常 (②・③以外)		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59
②介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45
③ 情報通信機器を使用(オンライン) 麻薬管理指導加算	_	3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59
特定薬剤管理指導加算1	_	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	22 新たに処方 10点、指導の必要 5
特定薬剤管理指導加算 2	10	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	新元に対力 10点、指導の必要 3 100
特定薬剤管理指導加算 3		<ul><li>イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで</li><li>ロ) 選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回</li></ul>	5
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30
限率等(期+15)被收 / (未/6d)		3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13
服薬管理指導料(特例)	-	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導 料等の算定患者	59
かりつけ薬剤師指導料	0	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76
麻薬管理指導加算 株会変別等理性等加等 1		图 4 24 M. J. P. John J. School: A 200 M. J. S.	22
特定薬剤管理指導加算 1 特定薬剤管理指導加算 2	0	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	新たに処方 10点、指導の必要!
特定薬剂管理指導加算3		<ul><li>イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで</li><li>□) 選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回</li></ul>	5
乳幼児服薬指導加算		6歲未満の乳幼児	12
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)	350
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30
かりつけ薬剤師包括管理料	0	処方箋受付1回につき	29:
来服薬支援料1		月1回まで	185
来服薬支援料 2 施設連携加算	-	一包化支援、内服薬のみ 入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	34点/7日分、43日分以上 240
用薬剤調整支援料1	_	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	50
用薬剤調整支援料 2		内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90
別的後薬剂管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60
菜情報等提供料1	$\dashv$	2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり 保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	60
		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで	30
薬情報等提供料 2		イ)保険医療機関、ロ)リフィル処方箋の調剤後、ハ)介護支援専門員	20
薬情報等提供料 3 宅患者訪問薬剤管理指導料		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50
① 毕一建物患者 1人	0	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	650
② 单一建物患者 2~9人		合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650
③ 单一建物患者 10人以上		<u>必要な患者、</u> 中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで) 保険薬剤師1人につき週40回まで(①~④合わせて)	290
<ul><li>④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料</li></ul>			59
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点(オンライン 22点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 乳幼児加算	-	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	250 100点 (オンライン 12点
小児特定加算		の版本網の孔別元、オンプインの場合は処方義支付1回につき 医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点(オンライン 12点
在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150m (NON) 330m
宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	500
② ①・③以外 ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			200
麻薬管理指導加算	-	主治医と連携する他の保険医の指示でも可 オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点 (ナンニイン・コスト
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	-	スプラインの場合は処力委契約1回につき 医療用麻薬持続注射療法を行っている思者、オンライン不可	100点(オンライン 22点 250
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点 (オンライン 12点
小児特定加算		医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点(オンライン 350点
在宅中心静脈栄養法加算	0	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150
夜間·休日·深夜訪問加算 宅患者緊急時等共同指導料		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者 在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	夜閒400点、休日600点、深夜1,000 700
麻薬管理指導加算			100
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250
乳幼児加算 小児特定加算		6歳未満の乳幼児 医療的ケア児(18歳未満)	100
在宅中心静脈栄養法加算		医療的グアル(18歳未満) 在宅中心静脈栄養法を行っている患者	450
宅患者重複投薬 · 相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者	残薬調整以外 40点、残薬調整 20
管投薬支援料	-	1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋 初回のみ	
宅移行初期管理料		初回のの 在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	100
院時共同指導料		入院中1回(末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回)まで、ビデオ通話可	600

#### 第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数 1点 10円又はその端数を増すごとに1点	
使用薬剤料 (所定単位につき15円以下の場合) " (所定単位につき15円を超える場合)	薬剤調製料の所定単位につき "		
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数	

### 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

## 介護報酬(令和6年6月1日施行)

項目	主な要件、算定上限	単位数 518単位 379単位 342単位 46単位	
<ul><li>密定療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費</li><li>(1) 単一建物居住者 1人</li><li>(2) 単一建物居住者 2~9人</li><li>(3) 単一建物居住者 10人以上</li><li>(4)情報通信機器を用いた服業指導</li></ul>	《薬局の薬剤師の場合》 合わせて月4回まで(未期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで)		
麻薬管理指導加算		100単位	
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位	
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位	
特別地域加算		所定単位数の15%	
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%	
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%	

店舗名 フジ薬局柿生 店	*=****	Ine of
薬局開設許可証、薬局の管理者の	薬局管理者名 住所	伊藤 公尋 神奈川県川崎市麻生区上麻生6-26-16
氏名、住所、連絡先、営業時間 (※時間外も)、緊急連絡先	連絡先 営業時間	044-299-8012 月曜~土曜:9:00~18:00
取り扱いのある医療保険及び公費	緊急連絡先	044-299-8012 (休業日は電話転送)  ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定 ・生活保護法に基づ、指定 (医療・介護) ・公害健康が高の補償等に関する法律に基づ、指定 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定 ・ 原子傷呼を生活をひ拾きせ近き援するための法律に基づく指定 ・ ドレス・ ・ ドロー・ ・ ・
負担医療		- 労働者災害補償保険法に基づく指定 - 児童福祉法に基づく指定 - 児童福祉法に基づく指定 - 整頼の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
服薬管理指導料		当業局では、服業管理指導料を算定しております。患者様ごとに作成した業剤服用歴などに基づいて、処方された業剤の重複投業、相互作用、業物プレルギーなど登積認した上で、業 利情報提供大き席により情報提供し、業剤の服用に関し、基本的な認明を行っております。業剤服用歴等を参照しつつ、服業状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集し た上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。
個別の調剤報酬算定項目の分かる 明細書の発行		当実局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された業利の実価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。
後発医薬品調剤体制加算		当業局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算2を処方箋受付1回につき算定しております。 大衆医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。 ※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。
調剤報酬点数表一覧	当薬局は、以下	の調剤報酬点数を算定しております。
容器代等保険外請求		当業局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。 また、患者株の都合、希望に基づく亡自を、副剤した医薬品の持参料・郵送料も患者株負担となります。 治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬品数表に従い算定いたします。 甘味料の添加につきまして原則として料金はれただいておりません。 医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。 容器代:50円~個、持参料300円/回、郵送料649円~/回
個人情報保護方針		当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局に おける個人情報の利用目的は、大学げる事項です。 ・当業局における飼育サービスの提供 ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握 ・廃院、診療所等からの紹介の回答 ・病院、診療所等からの紹介の回答 ・患者様のご家族等への薬に関する説明 ・患者様のご家族等への薬に関する説明 ・医療保険事務(審査支払期間への開発機能・表 ・実剤師能質責任保険などに関する説明 ・実剤師能質責任保険などに関する説明 ・実剤師能質責任保険などに優く保険を対しての自該またへ届出など ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ・当薬局内で行う症候研究 ・当業局内で行う症候研究 ・当業局内で行う症候研究 ・当業局内で行う症候研究 ・当業局内で行う症候研究
夜間・休日加算、時間外加算(時間外・休日・深夜)		当業局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。 平日:19:00以降 土曜:13:00以降 日曜祝日・12月29日~1月3日 また当業局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は(044-299-8012)へお電話をお願いします。 営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。 ・時間外加算:基礎額の100% ・休日加算:基礎額の100% ・休日加算:基礎額の100% ・ 水田加算:基礎額の100% ・ 水田加算:基礎額の100% ・ 水田加算:基礎額の100%
在宅患者訪問薬剤管理料(医療保 険の場合)・居宅療養管理指導費 及び介護予防居宅療養管理指導費 (介護保険の場合)		当薬局では、在宅にて疲養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。な お、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。
地域支援体制加算		当来局では以下の基準を高たし、地域支援体制加算2を算定しております。 1200品目以上の医薬品の倒著 1他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 医療外売業者の免許 麻薬小売業者の免許 ・ 第中車55%の場合、後夕医薬品の調剤割合が70%以上 ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報授保に関する体制 ・ 中国1は1日 時間加上、土地国 PRIの 11 日本の 12 日本の 13 日本の 12 日本
連携強化加算		
かかりつけ薬剤師指導料及びかか りつけ薬剤師包括管理料		当基局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。 ・ 復験薬剤師の経験3年以上 ・ 遺32時間以上の勤務 ・ 当薬局1年以上在籍 ・ 研修設定業剤師の取得への参画  - 患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。
特定薬剤管理指導料加算		当基局では、以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。 ・保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務 ・患者株のブライバシーに配慮した服薬剤薬と実施する体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・医療機関が実施する化学療法に係る研修会への実施(月1回) また、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。
医療情報取得加算		当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。  医療情報取得加算・・・・6ヶ月に1回 1点  マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。  正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。  当薬局では次のような取り組みを行い、医療のX権運体制整備加算を算定しております。
医療DX推進体制整備加算 無菌製剤処理加算		当乗局では次のような取り組みを行い、後側以死症後の制整備加算を算定しております。 ・オンライン資格値診システムを通じて患者性の診療情報や素情情報等を取得し、翻列・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。 ・マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ・電子均入整や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXI医系の配替を薬配しています。 当薬局は、2人以上の薬剤師(1名以上が常動の保険薬剤師)が動務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行う際に算定いたします

在宅薬学総合体制加算	当楽局は、在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者様の体調急変に対応できる体制を整えております。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方 箋1回につき算定しております。
在宅中心静脈栄養法加算	当薬局は、高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等在宅 での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加質	当基局は、麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注射ボンブによる麻薬の使用な 上方字での寿養の対策に広じた・薬学的管理が抗塩を行った際に复定いた。ます、